

仕様書

I 工事概要

- 1 工事件名：知念高校 非常放送設備改修工事
- 2 履行場所：与那原町
- 3 工 期：契約締結の翌日から令和9年1月29日まで
- 4 工事内容：管理棟1階の非常放送設備の改修を行う

II 工事仕様

1 適用範囲

本仕様書は、「知念高校 非常放送設備改修工事」に適用する。受注者は、設備の不具合箇所を点検確認し監督員と協議の上、必要な調整、修繕又は部品交換を実施するものとする。改修後は必要な試験を実施して消防関係手続を完了すること。

2 一般事項

受注者は、設計図書(本仕様書、別冊の図面、参考数量書をいう。以下同じ。)に従い、誠実に履行するものとする。全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の(ア)から(ウ)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は監督員と協議する。

(ア) 本仕様書

(イ) 図面(補足写真等を含む)

(ウ) 数量書

3 その他事項

受注者は、本工事の履行にあたり、次に掲げる法令その他関係法令を遵守しなければならない。

①消防法・消防法施行令・消防法施行規則

②電気設備技術基準

③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)

④労働安全衛生法他関係法令

4 事前調整

工事の着手前に学校関係者と十分に調整を行うこと。

5 作業の安全

校内作業の安全の確保のため本工事の実施にあたっては、現場代理人の指揮のもと、安全を確認しながら作業を行うものとし、現場内の整理整頓に努めなければならない。また、本工事に関係のない区域への立入りを禁止するとともに、関係者以外の立入りを制限すること。

6 光熱水費

本工事に必要な光熱水費は受注者の負担とする。ただし、校内の電気設備や給排水設備を利用する必要がある場合においては、この限りではない。

7 引渡し期日

本工事の引渡し期日は、工事完了後の工事検査に合格したときとする。

8 実施時間

本工事の実施は祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時00分までとするが、授業及び学校行事の妨げとならないよう実施すること。停電作業等により授業へ影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に学校及び監督員と協議のうえ、休日又は放課後に実施すること。

9 提出書類

①着手届

②現場代理人等通知書

③経歴書

④主任技術者の資格者証の写し

実務経験証明書(主任技術者の資格者証がない場合に提出)

⑤緊急連絡体制表

⑥工程表

⑦材料承諾願(別添参考様式)

※使用する資機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、資機材の発注前に監督職員に提出して承諾を得ること。

⑧工事報告書

(着工前・施工状況・完成写真、音量試験結果報告書、連動試験結果報告書、保証書、完成図、取扱説明書等)

⑨消防用設備等に係る各種手続完了報告書

⑩完成通知書

⑪引渡書

⑫請求書

⑬その他必要な書類(マニフェスト伝票等)

10 総括事項

本工事は、契約書並びにこの仕様書、設計図面等により実施し、特に明記のない限り監督員の指示に従わなければならない。受注者は現場代理人及び主任技術者(以下「現場代理人等」という)を定め、現場代理人等は工程、品質、出来高、施工、安全等について監督員と十分な打合せを行い、監督員の指示に従い工事を進めるものとする。

11 現場代理人に求める要件

現場代理人は、非常放送設備の施工又は保守点検に関し十分な知識及び実務経験を有する者とする。

III 試験及び検査

1 試験及び試運転と消防関係手続

改修後は、正常に機能することを確認するため必要な試験及び試運転を実施すること。消防関係手続について、関係機関との協議・申請を行い、消防機関が実施する検査に立会い、その結果を報告書として提出すること。

①消防関係手続の実施

②消防検査への立会

③是正対応(必要な場合)

④手続完了報告書の作成・提出

2 完了検査

工事完了後、発注者の完了検査を受け、合格したときに引渡しを行うものとする。

3 費用の負担

試験、試運転及び検査の諸費用は全て請負者の負担とする。

IV その他

1 個人情報等の取扱い

受注者は、工事の履行により知り得た学校運営上の情報及び個人情報を第三者に漏ら

してはならず、契約終了後も同様とする。

2 工事内容や請負代金額の変更

工事の実施方法及び実施内容等を変更する場合は変更理由書(任意様式)等を提出し、監督員の承諾を得てから着手すること。本工事の請負代金額の変更協議をする場合の変更工事請負代金額の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額に乗じた額で行う。

3 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成 19 年 7 月 24 日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

4 建設業退職金共済制度や、建設労災補償共済等

受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては契約後原則 40 日以内)に発注者に提出する。建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後 1 月以内に加入を証明する書類を発注者に提出すること。

5 建設リサイクル法等

特定建設資材廃棄物や建設発生土について、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう建設リサイクル法等を遵守すること。

6 保安及び衛生

受注者は、関係法令を守り、事故防止と安全確保に努めること。

①作業場所には標識を設置し、必要な安全対策を行うこと。

②高所作業では墜落防止措置を講じ、安全带等を使用すること。

③停電や設備停止が必要な場合は、事前に監督員及び学校関係者の承認を得ること。

通電状態での作業はできる限り避け感電防止措置を講じること。

④作業開始前にはミーティングを行い、危険箇所の確認を実施すること。

⑤緊急時に備えて連絡先を現場に掲示し、生徒や教職員の安全確保のためバリケードや案内表示を設置するなど安全管理を徹底すること。

7 一括再委託の禁止等

本契約の競争入札参加者であった者及び指名停止措置を受けている者に本工事の全部を一括して委任し、又は請け負わせてはならない。また、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。